

前回の検討会での議論（旅館業法第5条関係）

現行規定

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

（注）本条に違反した場合には、罰則の対象となる（50万円以下の罰金）。

1. 構成員のお考えが共通していると考えられる事項

- ・ 旅館・ホテルは、今後とも、宿泊を必要とする者が安心して利用できる安全な宿泊の場であるべきこと。
- ・ 旅館・ホテルにおいては、今後とも、患者等や障害者に対する差別をはじめ、不当な差別が行われてはならないこと。
- ・ 以上のことは、旅館業法だけでなく、他の制度や施策、関係者の取組などが相まって社会全体として実現していくべきものであること。

2. 宿泊拒否制限規定（旅館業法第5条）自体の存廃についての意見

① 削除を検討すべきという意見

- ・ 旅館・ホテルも多くなり、交通機関も発達してきた現時点では、法律制定当初とは時代が異なり、「旅館・ホテルの公共性」が変わっているのではないか。
例えば航空会社は、寡占状態にあり、代替が効かない、消費者が選べないために規制がある一方で、選択の幅が広がった旅館・ホテルについては同様とは考えられないのではないか。
- ・ 合理的理由がなければ、旅館・ホテル側から宿泊契約を解除するのは困難であり、解除は契約違反や不法行為になるのでそこで担保される。実務的には削除してもほぼ問題は生じないのではないか。
- ・ 「大人向けホテル」といった5条に抵触しかねないホテルが開業している状況にあり、5条を削除してしまったほうがすっきりするのではないか。
(→資料3-2のP1)

② 削除には慎重な検討が必要、必ずしも削除までは求めない等という意見

- ・ お客様をお迎えする立場としては、差別に繋がる対応をすることは全く頭になく、削除した場合でも大きな問題は生じないと思う一方で、心配の声もあり悩ましい。
- ・ 旅館業界の対応のレベルの高さからも、5条を廃止しても具体的な悪影響は少ないとも推測できるが、これまでの歴史的な背景もあり、皆さん心配されている。基本的な考え方を残すということも考えられ、削除というと大きなインパクトが生じ、懸念がある。

- ・ ヒアリングを行った結果、削除というのはかなり抵抗感があると感じた。5条を廃止しなくとも、現場の経営者が目の前で起こっている問題に対応できるような改正をしてほしい。
- ・ ヒアリングの成果をできるだけ反映すべき。5条の持つ制度的な意義や、時代の変化に応じた旅館業法にすべきといったときに、5条廃止がそれを実現するのには、慎重な検討が必要。

3. 感染症対策・感染症法との関係に関する意見

- ・ 宿泊客に感染症患者やその疑いがある者がいるときは、その者の治療や旅館・ホテルの感染対策のためにも速やかに医療につなげていければよい。
- ・ 5条に感染症法の考え方を取り入れてはどうか。（→資料3-2のP2～）
- ・ 旅館・ホテルの中の感染症対策については、旅館業法でなく感染症法の中で「旅館に泊めてはいけない人」などを規定し、対応すればよいのではないか。（→資料3-2のP2～）
- ・ 飛行機内は、1つの空間にたくさんの人が数時間一緒にいるので感染対策上の不利がある一方で、旅館・ホテルは各個室があり感染対策として非常に優れた施設である。

4. 障害者差別解消との関係に関する意見

- ・ 障害者差別解消法に基づく取組を充実していくべきであるが、敢えて旅館業法に書く必要はないのでないか。（→資料3-2のP10）

5. ユニバーサルツーリズムとの関係に関する意見

- ・ 旅館業法の目的や規定ぶりが古く、ユニバーサルツーリズムのようなことを書いていくべきではないか。（→資料3-2のP12）